

「男女共同参画推進のためのグループ支援制度」実施要綱

(目的)

第1条 地域において男女共同参画社会を推進していこうと活動している、意欲ある市民グループを支援することにより、市民の自主的な活動及び社会参画を促進し、男女共同参画社会の実現をめざすことを目的とする。

(選考基準)

第2条 原則として、発足して3年未満のグループで、男女共同参画センターはあもにいを拠点として活動できること。

- 2 市内に在住、通勤、通学者を主として構成されたグループであること。
- 3 地域で男女共同参画に関する様々な問題の解決に取り組むグループであること。
- 4 今後も継続した活動を考えていること。
- 5 はあもにいフェスタで活動発表ができること。(形式は問わず)
- 6 グループの活動や研究が、政治運動・宗教・営利などを目的としないこと。

(募集)

第3条 毎年5月に募集する。

- 2 新規グループ支援は5グループ程度とする。
- 3 電話で申し込みをし、申込書を郵送、男女共同参画センターはあもにいのホームページからダウンロード、もしくは男女共同参画センターはあもにいの受付で直接受け取る。
- 4 申込書は来館予約のうえ持参する。(詳細面談)

(選考)

第4条 選考基準に従って、選考委員会で決定する。

- 2 選考委員会については以下のとおりとする
 - (1) 委員は、男女共生推進室長、男女共同参画センターはあもにい館長、男女共同参画センターはあもにい副館長とする。
 - (2) 任期は在職期間とする。
 - (3) 選考委員会は、男女共同参画センターはあもにいで行う。
 - (4) 応募多数の場合は抽選とする。
- 3 応募した全てのグループに結果を通知する。

(支援の内容)

第5条 支援期間は原則として2年間とする。

- 2 支援内容は以下のとおりとする。
 - (1) 活動の場として学習室、スタジオ、メールボックスの提供。
ただし、部屋の提供については1グループで原則として1ヵ月4回以内とする。
 - (2) 広報の協力(印刷機の使用、イベントの広報協力等)
 - (3) 情報の提供
 - (4) 活動へのアドバイス
 - (5) 発表の場の提供
 - (6) 活動日の託児
ただし、事前に託児の利用申し込みをするものとする。(当日申込み不可)

(支援の継続)

第6条 2年間の支援期間終了後、希望するグループには、更に3年間の延長をすることができる。

2 継続支援内容は以下のとおりとする。

(1) 活動の場として学習室、スタジオ、メールボックスの提供

ただし、部屋の提供については1グループで原則として1ヶ月4回以内とする。

(2) 広報の協力(印刷機の使用、イベントの広報協力等)

(3) 情報の提供

(4) 活動へのアドバイス

(5) 発表の場の提供

(6) 活動日の託児

ただし、事前に託児の利用申し込みをするものとする。(当日申込み不可)

ただし、利用にあたっては新しい支援グループを優先する。

(実施)

第7条 新規の団体への支援開始は毎年6月とする。継続団体については、年度当初より支援を開始する。

2 各グループは、年度ごとに、年間活動計画を策定し提出する。

3 各グループは、年後ごとに、活動報告書を提出する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。